

名古屋東 労働基準広報

No.698

2023年7月号

令和5年7月1日発行(毎月一日一回発行)
通巻698号



ひまわり(淡路島) 撮影 古東十朗

目次 CONTENTS

各種講習会のご案内	1	連載 監督署長のつぶやき	9
名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況	4	第13次労働災害防止計画総括を協会HPに掲載中	9
愛知労働局死亡災害速報	4	はい、こちらは企業の労働110番です	10
愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和5年分)	5	2024年4月から労働条件明示のルールが変わります	11
役員総会を開催(名古屋東労働基準協会)	6	事業主の皆様へ 公表はお済みですか?	13
全国安全週間説明会を開催(名古屋東労働基準協会)	8	誰もが活躍できる職場づくりを進めよう	14

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
“鋭く”“大膽に”“細やかに”“ばね”は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営業所 大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・安全衛生推進者養成講習
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育



他

上記以外もぜひご相談ください。

名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行 年間購読料 3,000円
発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会
電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586
(印刷所: 株鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

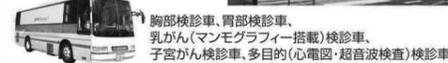
医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車



胸部検診車、胃腸検診車、
乳がん(マンモグラフィ+搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車

MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラル クリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号
大名古屋ビルディング9階
TEL (052) 587-0311



国際セントラル クリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号
国際センタービル10階
TEL (052) 561-0633



和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設

医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

<http://www.central-cl.or.jp/> / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登載 (23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

TEL 052-602-4747

FAX 052-602-6821

各種講習会のご案内

名古屋東労働基準協会 主催・受付

☆お問合せ・申込は名古屋東労働基準協会へ(052-882-3909)

☆最新情報はホームページをご確認ください

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位(円)税込み

◆技能講習

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者		23.24.25 市 28 市		18.19.20 市 23 市		13.14.15 市 18 市	16,880 17,380	
有機溶剤作業主任者	6.7 市		7.8 港	5.6 市	9.10 市		12,480 12,980	
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者	20.21 市		14.15 市	24.25 市		11.12 市	12,480 12,980	

◆登録講習

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
安全衛生推進者養成講習		3.4 市		12.13 市		7.8 市	14,850	
衛生推進者養成講習			4				9,570	
一般建築物石綿含有建材 調査者講習	19.20 東			4.5 東			40,000 45,280	

◆安全衛生法定教育

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
化学物質管理者講習 (1日コース)		3 市			10 市		15,000 17,000	
安全管理者選任時研修	12.13 市		20.21 市		15.16 市		17,800 19,800	
職長等監督者教育(製造業)	18.19 市		11.12 市			19.20 市	14,700 18,800	
職長・安全衛生責任者教育 (建設業)	24.25 港			16.17 港			15,500 19,800	
新入社員安全衛生教育							7,020 8,860	
アーク溶接特別教育			12.13.14 市			6.7.8 市	16,800 19,800	
低圧電気取扱特別教育 (実技あり1日コース)			22 東				8,350 10,490	
低圧電気取扱特別教育 (実技あり2日コース)	6.7 N			24.25 N			19,800 22,000	
高圧・特別高圧電気取扱特別教育 (学科のみ)					13.14 市		14,250 18,330	
自由研削といし特別教育	6 市				15 市		9,260 11,610	
プレス作業特別教育	11.13 N			17.18 N			12,120 15,380	

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位(円)税込み

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
粉じん作業特別教育		2				20		7,300 9,200
酸素欠乏危険作業特別教育	4市						4	8,400 10,500
有機溶剤業務従事者教育				2				8,400 10,500
足場の組立て等特別教育	28市				11市			7,100 9,000
フルハーネス型特別教育	14市		19市			29市		9,500 11,500
フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育	6			26				7,700 9,700
丸のこ等取扱作業従事者教育	3市							7,300 8,900
振動障害防止のための 安全衛生教育				10市				7,300 8,900
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	27市							8,100 10,100

◆安全衛生教育等

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
衛生管理者受験準備勉強会 (1種)		1.2市					14.15市	17,820 22,000
衛生管理者受験準備勉強会 (2種)		1市					14市	11,610 14,660

◆無料セミナー・説明会等

事業名	月別							受講料
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
労務管理研修会						●		無料
労災保険実務研修会								無料
全国安全週間説明会								用品代 2,000
全国労働衛生週間説明会			6商 11市					用品代 2,000

注-1) 必要に応じて、変更、追加あり。

注-2) 市：名古屋市工業研究所、港：名古屋港湾会館、金：日本特殊陶業市民会館、N：人材育成センター（製鉄公園内）、
東：東別院会館、商：東郷町商工会館
会場の記載無し：名古屋南労働基準協会2階

注-3) ●は開催予定

2023年9月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転 (31H)	9月	7	10・17・24	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F北名古屋	32,650円	
		1	7・8・11	NSB東海(車×)	NSB東海(車×)		
		11	12・13・14	NSB東海(車×)	NSB東海(車×)		
			15・19・20				
		20	21・22・25	NSB東海(車×)	NSB東海(車×)		
			25・26・27				
8	10・17・24	江南市民文化会館	稲葉製作所				
ガス溶接技能	17	23	ポーラ名古屋ビル	トヨタグローバル	13,780円		
	23	26	ポーラ名古屋ビル	愛知製鋼			
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		23・24		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
石綿作業主任者		15・16		ポーラ名古屋ビル		13,280円	
ショベルローダー運転		19	20・21・22・23	豊和工業	ポリテクセンター	53,370円	
高所作業車運転技能		26	27	豊和工業	ポリテクセンター	42,090円	
			28				
			29				

まずは名古屋東労働基準協会へお電話(052-882-3909)下さい。

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和5年発生分）

令和5年5月末日現在

業種	5月末日現在			5月末日現在				
	現	在	累計	前年同期	業種	現	在	累計
内 訳	製造業	7	(1) 28	40	建設業	3	27	27
	食料品	2	6	7	運輸交通業	4	11	21
	織維				陸上貨物業		4	4
	木材・木製品			1	商業	14	55	49
	製紙・印刷		3		金融・広告業	1	7	13
	化学	1	2	2	保健衛生業	32	95	35
	窯業・土石製品		1		接客娯楽業	5	32	22
	鉄鋼・非鉄金属		(1) 1	2	清掃業	(1) 4	(1) 20	9
	金属製品	1	4	12	その他の事業	9	33	24
	一般機械		3	2				
	電気機械		1	5				
	輸送用機械	2	4	4	合計	(1) 79	(2) 312	244
その他の製造	1	3	5	(注1) 休業4日以上之死傷病報告受理件数を表す。 (注2) 死亡者数は()内に外数で表わす。(最新把握件数)				

死亡災害速報（5月）

愛知労働局

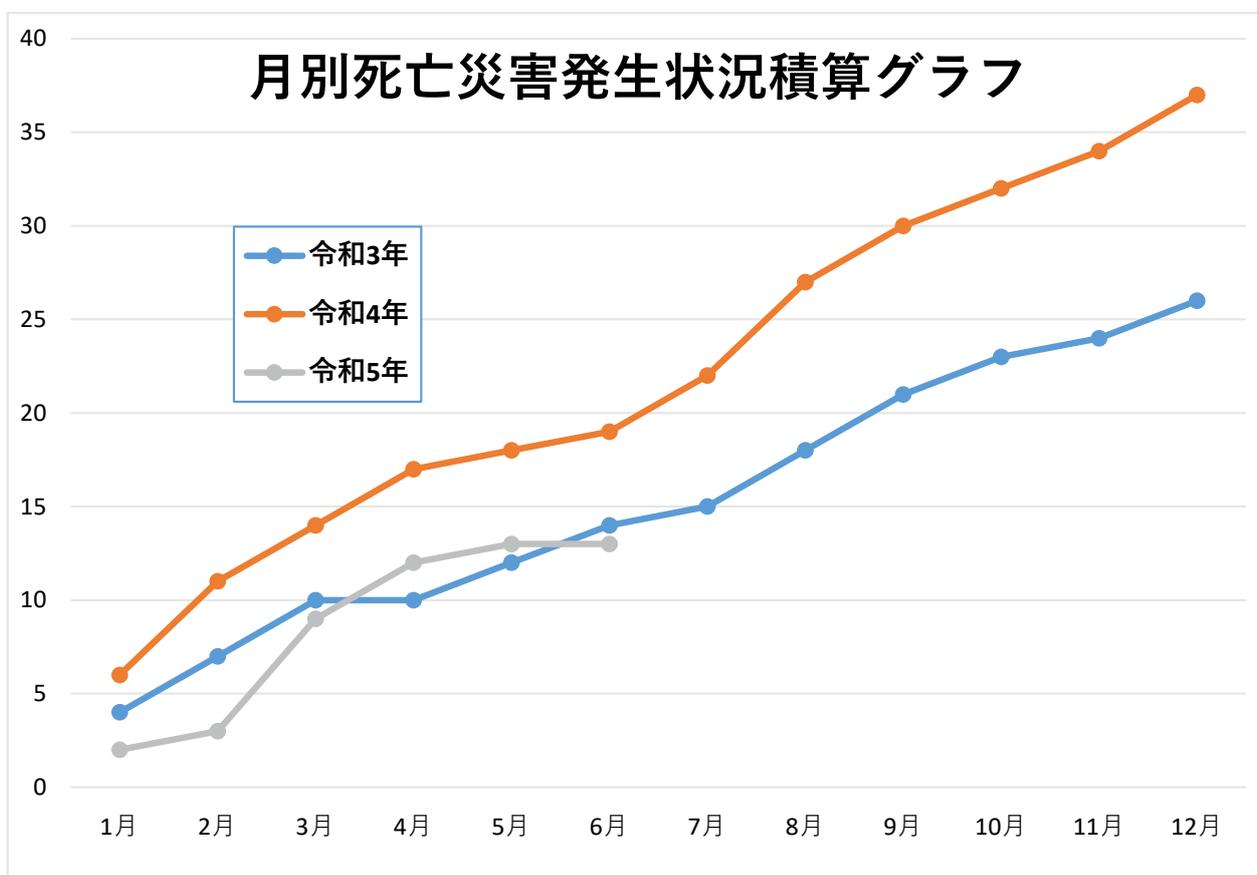
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5. 2023 3.28. 20:25	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	バイクで事業場から現場に向かっていた途中、交差点で、後方から自動車に追突されて死亡した。
事業場規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外)	50代 現場職員 経歴 15年
R5. 2023 4.19. 16:00	墜落・転落 エレベータ・リフト	倉庫に設置されたエレベーターの2階入り口に搬器が来ていないことに気付かず、ピット内に台車の荷と共に墜落し、死亡した。
事業場規模 100～299名	業種 商業	60代 作業員 経歴 20年
R5. 2023 5.10. 14:45	激突され 整地・運搬・積込み用	事業場内において、後退してきたトラクターショベルに轢かれた。
事業場規模 9名以下	業種 清掃・と畜業	40代 作業員 経歴 14年

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和5年6月7日現在の速報値)

令和5年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製 内訳	造業		4	4	8 (2)
	食品製造業			1	1
	化学工業				
	鉄鋼・非鉄金属		2		1 (1)
	金属製品		1	2	2
	一般・電気・輸送用			1	3
	その他		1		1 (1)
建 内訳	設業		2 (1)	7	12
	土木工事業			2	4
	建築工事業		2 (1)	4	6
	その他			1	2
陸上貨物輸送事業			1	2	4
商 内訳	業		2 (1)		2 (1)
	卸売業		1		2 (1)
	小売業		1 (1)		
	その他				
清掃・と畜業			3		
上記以外の事業			1 (1)	3 (1)	11 (4)
合計			13 (3)	16 (1)	37 (7)



第66回役員総会を開催

名古屋東労働基準協会

名古屋東労働基準協会第66回役員総会を5月24日に実施いたしました。名古屋東労働基準監督署の藤原署長、佐野副署長を来賓にお迎えし、サイプレスガーデンホテルにて4年ぶりの対面形式で開催いたしました。

以下の議案につきまして、全て原案どおり満場一致で可決ご承認いただきました。

第1号議案（2022年度事業報告）

第2号議案（2022年度決算報告）

第3号議案（2023・2024年度役員改選）

第4号議案（2023年度事業計画案）

第5号議案（2023年度予算案）

第6号議案（協会就業規則の改定）

ご協力いただいた役員の皆様に御礼申し上げます。

本総会をもって任期満了で会長をご退任される山田様におかれましては、4年間にわたり、名古屋東労働基準協会運営へのかじ取りに手腕を発揮され、協会運営改善にご尽力頂き、心より感謝申し上げます。

また、新会長の森井様はじめ役員にご就任いただいた皆様には今後とも協会運営へのご理解とお力添えをお願い申し上げます。



山田会長



森井新会長



東労働基準監督署 藤原署長

2023・2024年度 名古屋東労働基準協会 会長・副会長・理事・監事

*印は新任

役職名	会社名	会社役職名	氏名
* 会長	東邦ガス(株)	執行役員人事部長	森井 定正
* 副会長	(株)東郷製作所	総務部長	山本 常夫
〃	日本車輛製造(株)	安全衛生環境部長	小島 章寿
〃	ブラザー工業(株)	人事部長	岡田 英嗣
* 〃	日本ガイシ(株)	人材統括部長	野崎 正人
理事	(株)興和工業所	総務部安全環境管理室課長	片村 保則
〃	愛電交通(株)	取締役支配人	小林 誠
〃	鈴秀工業(株)	執行役員兼総務部長	川口 貴康
〃	西川コミュニケーションズ(株)	グラフィックアーツセンター センター長	寺島 尚史
〃	国立大学法人東海国立大学機構	総務部長	東 高之
〃	湯浅糸道工業(株)	取締役副社長	湯浅 毅
〃	宝交通(株)	常務取締役	山本 勝秀
〃	(株)シーテック	執行役員安全・品質推進室長	岩月 実
〃	マスプロ電工(株)	総務部副部長	山田 紀彦
〃	中部電力パワーグリッド(株)熱田営業所	所長	有木 照夫
〃	名鉄自動車整備(株)	総務部部長	中澤 和博
〃	中央可鍛工業(株)	総務人事部安全環境管理室室長	岩元 裕満
〃	笹徳印刷(株)	総務グループマネージャー	諸隈 靖
〃	愛知機械工業(株)	総務人事部主担	西條 賢司
〃	(一社)愛知カンツリー倶楽部	常務理事	塩原 実
〃	(株)パロマ	総務人事部総務統括室渉外部長	土屋 協三
* 〃	愛知トヨタWEST(株)	執行役員人事部長	成瀬 博司
監事	愛知時計電機(株)	管理本部総務部部長	平井 完治
〃	鳴海製陶(株)	取締役管理部門長	新野 裕史
理事	名古屋東労働基準協会	専務理事・事務局長	丹羽 知紀

注 役員に変更がある場合、原則 同一会社から後任を選出願います。

令和5年度 全国安全週間説明会を開催

名古屋東労働基準協会 安全管理部会



東郷町商工会館



名古屋市工業研究所

安全管理部会では、名古屋東労働基準監督署の後援を得て、6月6日（於：名古屋市工業研究所）と6月7日（於：東郷町商工会館）に全国安全週間説明会を開催しました。なお、6月7日については、東郷町商工会、有松商工会、豊明市商工会、日進市商工会の共同事業として開催しました。

全国安全週間は6月1日から30日の1ヶ月間を準備期間とし、7月1日から7日までを本週間として全国で展開しております。

<説明会の内容>

- ①開会のご挨拶（6/6 山本副部長、6/7 湯浅部長）
- ②監督署長ご挨拶（名古屋東労働基準監督署 藤原署長）
- ③全国安全週間実施要項について（名古屋東労働基準監督署 杉山課長）
- ④講演「自律的な安全衛生管理について」

（名古屋東労働基準監督署 安全衛生課 向労働基準監督官）

説明会開催のご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様方、ありがとうございました。



山本副部長



湯浅部長



藤原署長



杉山課長



向労働基準監督官

名古屋東労働基準監督署長

藤原 隆

「値上げ」

「また値上げ 節約生活 もう音上げ」

これは、世相や働く人の本音などをユーモラスに詠む「サラリーマン川柳」改め「サラッと一句！わたしの川柳コンクール」のグランプリ作品です。昨年は値上げが多かったことから、値上げにまつわる憂いを詠んだ句が多く共感を得たのだと思います。

ところで、経済指標の一つに「ビッグマック指数」というものがあります。世界中のマクドナルドで同一メニューとして売られるビッグマックの販売価格を用いて、各国の外国為替レートや物価水準を割り出そうとする取り組みです。ある解説によると、ビッグマック指数では、例えば日本でビッグマックが100円で販売され、アメリカでは1ドルで販売されていた場合、1ドル=100円という見方になります。為替レートは2国間の通貨の購買力によって決定されるというスウェーデンの経済学者グスタフ・カッセル氏が提唱した「絶対的購買力平価」をベースにしたものだそうです。ビッグマックという比較対象は多くの人にとって分かりやすく、しかも農畜産物、工業製品、人件費、物流コスト、サービス費用など幅広いコストを含んでいることから、購買力平価の基準の一つとして親しまれているのだとか。ただし、アメリカのビッグマックは日本とは比べ物にならないほど大きいですし、必ずしも規格が世界で同一とはいえないのではないかと思います。

ちなみに、アメリカのビッグマック販売価格は2000年に237円、2022年に710円と3倍近く上がったのに対し、日本の場合は2000年に294円、2022年は390円と3割程度の上げ幅にとどまっていました。ともあれ、物価は確実に上昇しているのですから、賃金も上がらなければなりません。

愛知県最低賃金の引上げ額は、コロナ禍により1円となった令和2年を除き、平成28年以降、令和3年まで20円台後半を続け、令和4年は31円引上げられました。令和4年10月1日から時間額986円になっています。

昨年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により、継続的な賃上げの促進と中小企業支援に取り組むこととされ、具体的な施策として、「監督署による企業への賃上げ支援」と「賃上げのための各種支援策と好事例等の周知広報」が盛り込まれました。

協会ホームページの「行政からのお知らせ」に、「令和5年度業務改善助成金のご案内」、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」、「賃金引き上げ特設ページを開設！」という資料を掲載していただいていますので、ぜひご覧ください。

名古屋東労働基準監督署の「第13次労働災害防止計画総括（令和5年4月）」は、当協会HPの「行政からのお知らせ」のコーナーに掲載中です。

「はい、こちら企業の労働110番です」。

～事業場ごとに組織的な管理を～ 安全衛生管理体制について

一般社団法人 名北労働基準協会

ホワイト企業推進本部長・RSTトレーナー 石田和彦



梅雨晴れのある朝、最初の着信コールが鳴った。「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の取締役管理部長さんでした。

「当社では、この度業務の一部を分割し、別会社を小牧市につくりました。18名の製造業の工場ですが、安全衛生の管理者等は必要ですか。」とのご相談でした。

労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を確保するため、事業場の規模、業種等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任等、また、中小規模事業場（10名以上50名未満）にあっては、安全衛生推進者、衛生推進者の選任を義務づけています。安全管理者・安全衛生推進者の選任義務がない、その他の業種についても安全推進者の配置が望まれます。それぞれの管理者等については、法令等で職務が決まっており、それに基づく活動を行う必要があります。今回のご質問では、「安全衛生推進者」の選任が必要で、職務内容についてもご説明しました。

ここでいう事業場（法律の適用単位）とは、企業全体ではなく、独立して生産活動を行う工場、支店、建設工事現場等となっています。また、事業者とは、会社の場合は法人そのもの、個人経営の場合はその経営者のことを言います。

なお、「労働者数10名未満の事業場は、管理者などいなくてよい」ということではありません。管理者・担当者を定めた方が活動を進めやすいため、ぜひ決めていただき、安全・衛生活動を推進してください。もちろん代表者自らが管理者・担当者になっても構いません。

労働者の安全と健康を守ることは、企業経営にとって欠くことができないもので、職場環境に即した実践的な安全衛生活動を推進することは非常に大切なことです。このためには、まず安全衛生の要となる各種安全衛生管理者等を中心とした、安全衛生管理体制の整備が重要です。

もし、管理者等が未選任、あるいは職務を充分に行わない場合は、法違反となるのはもちろんのこと、そのことで、職業性疾病を含む労働災害が発生した場合、あるいは、過労死等業務によって労働者の健康が阻害された場合、事業場の行うべき安全配慮義務を果たさなかったとして、民事上の莫大な損害賠償を請求されることもあります。

そこで当協会では、安全衛生管理者等の養成、能力向上に関わる主要な法定講習・教育等を開催しています。該当の管理者等が未選任、未教育の事業場におかれましては、適法な安全衛生管理の実施のため、ぜひともご受講ください。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用人との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明が必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法3条2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールを意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



(2023年3月)

事業主の皆さまへ

公表はお済みですか？

令和5年3月末に事業年度末を迎えた
企業の公表期限の目安は6月末です。

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

その1・・・従業員が300人※を超える企業は 男女の賃金差異の情報公表が必要です

令和4（2022）年7月8日以降、女性活躍推進法により、従業員が300人を超える企業の事業主は、**男女の賃金差異を年1回公表**することが義務付けられました。

公表内容・方法の詳細はこちらから👉



その2・・・従業員が1,000人※を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

令和5（2023）年4月から、育児・介護休業法により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられました。

公表内容・方法の詳細はこちらから👉



※従業員数は、以下に該当する「常時雇用する労働者」の数となります。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

お問い合わせ先

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

TEL 052-857-0312

誰もが活躍できる職場づくりを進めよう

～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）・労働基準監督署をはじめ、政府全体で毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にかかる次の事項について、事業主はじめ国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

◆ 外国人を雇用する際の注意事項

- ◇ 外国人の就労については、「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる「入管法」といいます。）により、「永住者」、「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「特定技能」など一定の在留資格（在留カード等に記載）を持つ方に限られています。
- ◇ 在留期間を経過して就労する場合や、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の方で資格外活動許可を受けずに就労した場合は不法就労となります。
- ◇ 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法、労働保険（労災保険・雇用保険）をはじめとする労働関係法令や、社会保険（厚生年金・健康保険）が適用されます。
- ◇ 不法就労者を雇用した者やあつせんした者、また、集団密航者を雇用している者は、「入管法」により厳しい処罰を受けることがあります。
違法な仲介業者から外国人を受入れないようにしてください。
- ◇ 採用にあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）をご利用ください。
- ◇ 労働施策総合推進法により、すべての事業主は、外国人労働者の雇用及び離職の際に、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間、国籍などを確認し、ハローワークへ届出ること（外国人雇用状況の届出）が義務付けられています。

また、厚生労働省では、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の皆様が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容を、法律に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定しています。

事業主の皆様は、この指針に基づき、外国人の方々が在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人労働者の雇用管理、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

※指針は厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html

トップページ > テーマ別を探す…雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策